様　式　Ｃ－１９、Ｆ－１９－１、Ｚ－１９　（共通）

科学研究費助成事業　　研究成果報告書

令和　６ 年　５ 月 ３０ 日現在

機関番号：１２６０１
研究種目：研究活動スタート支援
研究期間：2022～2023
課題番号：２２Ｋ２００１６

研究課題名（和文）碑文資料を用いたギリシア語初期叙事詩の言語研究の書き換え

研究課題名（英文）A renewal of linguistic studies of the early Greek epics using inscriptional sources

研究代表者
松浦　高志（Matsuura, Takashi）

東京大学・大学院人文社会系研究科（文学部）・助教

研究者番号：７０９６３１１４

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費）　　1,800,000円

研究成果の概要（和文）：ホメーロス『イーリアス』『オデュッセイア』に代表されるギリシア語の初期叙事詩には，詩行中の特定の位置（第四歩格の最初の短音節の後）には単語末が置かれない，というHermannの法則が適用されます．この例外は0.28%程度（78例程度）と，もともと大変少ないですが，碑文において定動詞などが前（後）の単語と連続して発音されていた可能性が高いことを根拠に，これらの例外のうちの多くが本当の意味での単語末とみなさなくてもよいことを示し，例外を0.075%程度（21例程度）まで減らすことができました．

研究成果の学術的意義や社会的意義
Hermannの法則に違反する詩行は従来，(1)その位置の前後にも単語末が置かれているので，違反している位置に単語末が置かれていることによる違和感が緩和されている，あるいは，(2)その詩行が意図的にぎこちない詩行としてつくられていると説明されてきましたが，違反するとされてきた詩行のうちの多くが，実は違反しておらず，これらの説明が必要でないことが示されたことになります．これにより，ホメーロスら叙事詩人が，どのような詩行を美しいと考えて，単語を詩行中に配置していったのか，叙事詩の作詩法の一端をより明らかにすることができたと考えます．

研究成果の概要（英文）：Early Greek epics such as Homer's Iliad and Odyssey are subject to Hermann's Law, i.e. the rule that a word ending is not placed at a certain position in the verse (after the first short syllable in the fourth metron). The exceptions to this law are very few, about 0.28% (78 cases). However, I have shown that many of these exceptions are not regarded as word-final in terms of prosody on the basis of the fact that finite verbs (and some other words) were pronounced together with the preceding (or following) word in the inscription. As a result, I was able to reduce the number of exceptions to Hermann's Law to about 0.075% (about 21 cases).

研究分野：西洋古典学

キーワード：韻律　叙事詩　アクセント

※科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属します。

様　式　Ｃ－１９、Ｆ－１９－１（共通）

１．研究開始当初の背景
(1)　ギリシア語の定動詞がもともとアクセントをもたなかったことは，すでにサンスクリット語と比較することによって，またギリシア語のアクセントの規則自体を調べることによって，百年以上前に示されている．このことを，研究代表者は博士論文において，おおむね紀元前 8-3 世紀の碑文資料を用いて，いわば直接的に示すことができた．

(2)　上記(1)以外の方法でギリシア語の定動詞がもともとアクセントをもたなかったことを示すことができれば，このことはより確実になる．あるいは逆にギリシア語の定動詞がもともとアクセントをもたなかったことを用いて，何らかの現象について新たな説明を行うことができる可能性もある．本研究の研究期間を考慮し，前者については紀元前 8 世紀より前のギリシア語，すなわちミュケーナイ文明期ギリシア語（ミュケーナイ・ギリシア語）について研究することとし，その成果も生かしつつ，後者については韻文のうち，特に初期叙事詩（紀元前 8-5 世紀）における単語末についての規則を研究することとした．

２．研究の目的
(1)　印欧祖語と，おおむね紀元前 8-3 世紀のギリシア語の両方において，定動詞がアクセントをもたないことを示すことができたので，その間にあるミュケーナイ文明期ギリシア語（紀元前 15-12 世紀頃）においても当然，定動詞がアクセントをもたなかったことが想定される．ただし紀元前 8-3 世紀のギリシア語は，アルファベットまたはキュプロス音節文字で記されているために，音韻上の特徴がかなり明確にわかる一方で，ミュケーナイ文明期ギリシア語は線文字 B で記されているために，音韻上の特徴を捉えることが非常に難しい．したがって，定動詞がアクセントをもたないことを示すことができるかどうかを調べるために，線文字 B の表記法とミュケーナイ文明期ギリシア語の音韻について研究することを目的とした．

(2)　研究代表者は，ある時期の言語の音韻上の特徴を直接的に示すには，碑文を用いる方法がもっとも優れていると考えているが，一方，中世写本等で伝承されている文学作品についても，何らかの方法を用いれば，定動詞がアクセントをもたなかったことを示すことができる場合があると考える．あるいは逆に定動詞がアクセントをもたなかったことが理由で何らかの音韻上の特徴が生じている場合もあると考える．さて，ある種の韻文においては，詩行中のある位置において単語末が置かれてはならない，という規則が存在する．そのような規則には，実際には例外がある程度存在するのがふつうである．そのような例外が，定動詞がアクセントをもたなかったことが原因で生じていることを示し，それによりその規則がより厳密であることを示すことを今回の研究の目的とした．具体的には，そのような規則でもっとも厳密である規則のうち，初期叙事詩に適用される Hermann の法則を研究の対象とした．

３．研究の方法
(1)　ミュケーナイ文明期ギリシア語は，アルファベット期ギリシア語（紀元前 8 世紀以降）とは，表記体系の点でまったく異なる．研究代表者は，ミュケーナイ文明期ギリシア語の表記法や音韻について，ごく一般的な予備知識のみをもっているだけに過ぎなかったので，まずは入門書や，ミュケーナイ文明期ギリシア語の専門の文法書を用いて表記法や音韻について学び，実際のテキストにおいてそれがどのように用いられているかを研究した．特に，連声（sandhi）が起こっているかどうか，また単語と単語を区切る記号（区切記号）が用いられているかどうかで，ある単語とある単語が連続的に発音されていたかどうかがわかり，その結果ある単語がアクセントをもつかどうかがわかることがあるので，そのようなことが起こっているかどうかを研究した．

(2)　Hermann の法則は，叙事詩において「第 4 歩格に含まれる短母音 2 つの間に単語末が置かれてはならない」という法則である．Hermann の法則の例外（違反）について問題になるのは，おおむね紀元前 8-5 世紀頃につくられた初期叙事詩であるが，そのうち，作詩上の特徴がもっとも明確である，ホメーロス『イーリアス』『オデュッセイア』について研究を行った．まず，この法則の例外は 0.2%強ほどしか存在しないため，そもそも大変厳密な規則であると言える．次に，この法則に違反していることがすでに指摘されている詩行について，定動詞がアクセントをもたないことを用いると，本当は Hermann の法則に違反していないことを示すことができるのではないかということを調べた．

４．研究成果
(1)　ミュケーナイ文明期ギリシア語の表記体系が不完全であるために，ミュケーナイ文明期ギリシア語において定動詞がアクセントをもたなかったかどうかを示すことはできなかった．まず，定動詞がアクセントをもたないことを示すのに区切記号の用法が有効なことがあるが，その

ような例を見つけることはできなかった．また，第二次文献（参考文献①）を調査することによっても，今回の研究は，伝統的な文法学において接語（前または後の単語と一緒に発音されるためアクセントをもたない，あるいは実際にはアクセントをもたないと考えられる単語）と見なされている単語，あるいは接語と見なされてはいないが，碑文等に見られる特徴を調べることにより接語としての性質をもつことが想定される単語についての研究に対して，新たな知見をもたらしたり，今までの知見に関して大きな変更を求めることがないだろうことが判明した．また実際にこれを第一次文献を用いて検証したが，やはりこの調査を否定する結果は特に見つかっていない．したがって，少々否定的ではあるが，接語に関して行った現在までの研究に関して，ミュケーナイ文明期ギリシア語を用いることにより，何か重要な新しい知見が加わることはおそらくないが，しかし現在までの研究を否定することもない，という一応の結論が導かれた．

(2)　Hermann の法則に違反する詩行（数え方によるが，少なく見積もって全 78 詩行程度）のうちいくつかを，碑文中で定動詞がアクセントをもたず，前または後ろの単語とつなげて発音されていたと考えられる例があることを根拠に，実際には本当に違反しているわけではないことを示すことができた（参考文献②で論じた）．また，定動詞がアクセントをもたないことを論じる過程で，前接語（前の単語とつなげて発音される単語）のうちいくつかが，後接語（後の単語とつなげて発音される単語）としての性質をももち合わせていることを示したが，それを使ってさらに Hermann の法則に違反する詩行を数十詩行程度少なくすることができた．従来このような詩行は，(a)その位置の前後にも単語末が置かれているので，違反している位置に単語末が置かれていることによる違和感が緩和されている，あるいは，(b)その詩行が意図的にぎこちない詩行としてつくられている，とアド・ホックに説明されてきたが，そのどちらも正しくないことを示すことができた．また，Hermann の法則は非常に厳密であるともともと考えられてきたが，これにより，もっと厳密であったことが示されたことになる．以上により，ホメーロスら叙事詩人が，どのような詩行を美しいと考えて，単語を詩行中に配置していったのか，叙事詩の作詩法の一端をより明らかにすることができたと考える．

(3)　以上のように，Hermann の法則に違反する詩行が，今まで思われてきたよりも少ないことを研究代表者は新たに示すことができたが，それでもなお残った Hermann の法則に違反する詩行において，違反している箇所の前後で用いられている単語を調べると，ある意味で性質の似ているいくつかの形容詞（pas「すべての」，polys「多くの」，megas「大きい」や所有形容詞）や数詞，いくつかの「軽い」副詞（音節数が少なく意味がそれほど強くない副詞）が多いことが判明した．今回の研究ではその理由を明らかにすることはできず，またそれを明らかにする方法も見出すことができなかったが，それらは今後の課題としたい．

(4)　また，今回の研究方法では明らかにすることはできなかったが，今後新たな研究方法を用いれば明らかにすることができるであろう課題も得ることができた．そのうちの一つは語末母音省略（elision）である．まず，ある箇所で語末母音省略が起こっている場合，それは前の単語の最後の母音と，次の単語の最初の母音が連続するのを避けるために起こっている．ただしこれは単純にある単語とある単語の間で母音が連続すれば必ず起こるというものではなく，特定の単語で起こりやすい．また特に韻文では語末母音省略は原則として避けられ，特定の単語の組み合わせで起こりやすいことが，今回の研究から予想された．ただしどのような単語で起こりやすいか，またどのような単語の組み合わせで起こりやすいかは先行研究で明確に述べられているとは言えない．これは，「定動詞がアクセントをもともともたなかった」のような文章アクセントの考え方を用いれば解決できる可能性があると研究代表者は考えた．そのためその研究を「碑文資料を用いた古代ギリシア語の文章アクセント理論の書換え」（JSPS 科研費 JP24K16023）で行う予定である．

＜引用文献＞

① J. L. Melena, ‘Mycenaean Writing’, in: Y. Duhoux and A. Morpurgo Davies (eds), A Companion to Linear B: Mycenaean Greek Texts and their World, Vol. 3 (Louvain-la-Neueve: Peeters, 2014), pp. 123-128, 161-163.
② 松浦高志「Hermann の法則と定動詞の接語性」『フィロロギカ』19 (2024)，掲載予定.

５．主な発表論文等

〔雑誌論文〕　計2件（うち査読付論文　1件／うち国際共著　0件／うちオープンアクセス　1件）

１．著者名 松浦 高志	４．巻 19
２．論文標題 Hermannの法則と定動詞の接語性	５．発行年 2024年
３．雑誌名 フィロロギカ	６．最初と最後の頁 —
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 —

〔学会発表〕　計0件

〔図書〕　計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

—

６．研究組織

	氏名 （ローマ字氏名） （研究者番号）	所属研究機関・部局・職 （機関番号）	備考

７．科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕　計0件

８．本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関